

二地域居住者の定義に係るアンケート調査結果

令和7年8月

国土交通省 国土政策局

二地域居住者の定義に関するアンケート

・地域として、こういった者を二地域居住者として登録するのか、その目安となる形式的な基準（※）をどのように考えているのかを把握するため、地域や多様な民間事業者からなる「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」に加入している地方公共団体を対象に実施

（回答数：351件、対象自治体：763（都道府県45、市町村718）、回答期間：令和7年7月15日～7月31日）

（※）形式的な基準の例：年間滞在日数、年間訪問日数、地域消費額、納税額等

1. 二地域居住者の定義を定めている

はい 7件（2.0%）
 いいえ 344件（98.0%）

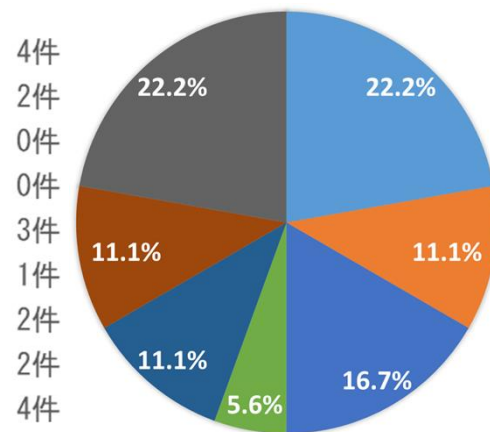
【定義を定めている団体】※市町村コード順

北海道北見市、北海道厚真町、栃木県那須町、埼玉県東秩父村、長野県、和歌山県みなべ町、鳥取県北栄町

2. 二地域居住者の登録要件

（1）定義あり

- 年間滞在日数
- 年間訪問回数
- 年間地域消費額
- ふるさと納税額
- 地域関与（ボランティア、草刈り等）
- 不動産の所有又は賃貸
- 地域での就業・複業（副業）
- 地域でのテレワーク
- その他

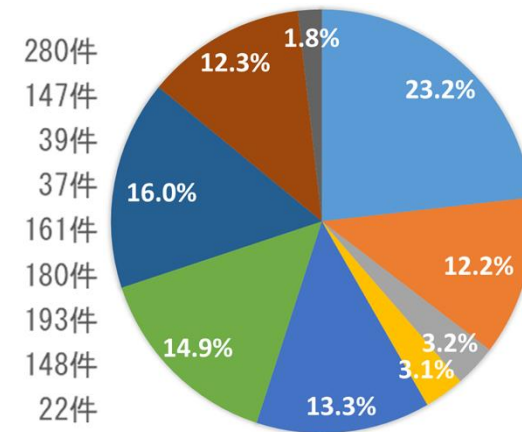


【その他（一部抜粋）】

- ・特典付き会員制度で二地域居住の定義を定めているが、政策全体としては今後検討予定
- ・滞在先以外に住民票がある
- ・関係人口アプリの登録者

（2）定義なし

- 年間滞在日数
- 年間訪問回数
- 年間地域消費額
- ふるさと納税額
- 地域関与（ボランティア、草刈り等）
- 不動産の所有又は賃貸
- 地域での就業・複業（副業）
- 地域でのテレワーク
- その他



【その他（一部抜粋）】

- ・地域への思い
- ・居住と言えるレベルの納税、「地方創生」と言えるレベルの経済活動
- ・自治会への加入
- ・ふるさと納税寄付回数
- ・家屋敷課税が課されている
- ・地域の高校などへの進学

二地域居住者の定義に関するアンケート

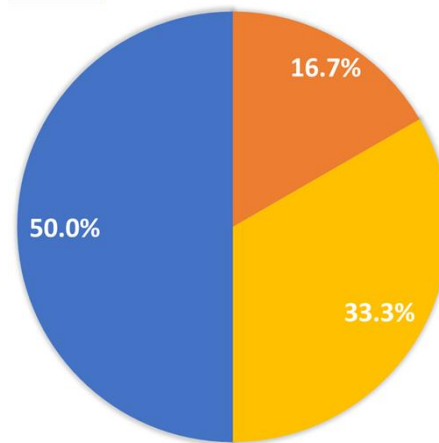
3. 年間滞在日数

(1) 定義あり

■ 5日以上	0件
■ 10日以上	1件
■ 15日以上	0件
■ 30日以上	2件
■ その他	3件

【その他】

- ・ 3日以上
- ・ 日数は定めていない
- ・ 日数はカウントしない

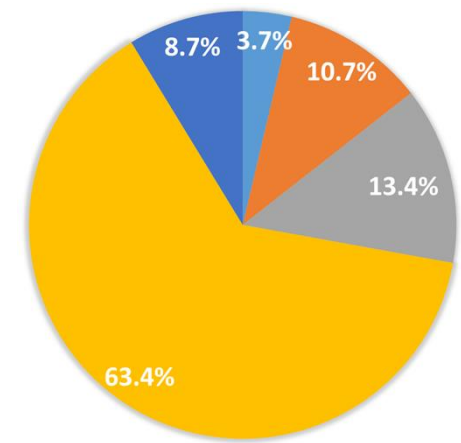


(2) 定義なし

■ 5日以上	11件
■ 10日以上	32件
■ 15日以上	40件
■ 30日以上	189件
■ その他	26件

【その他（一部抜粋）】

- ・ 24日以上（1泊2日×12月）
- ・ 1か月の半分程度
- ・ 1年の1／3程度
- ・ 90日以上（概ね年1/4程度）



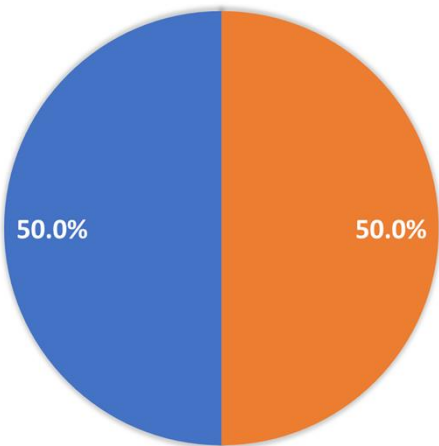
4. 年間訪問回数

(1) 定義あり

■ 1回以上	0件
■ 2回以上	1件
■ 3回以上	0件
■ 5回以上	0件
■ その他	1件

【その他】

- ・ 10回以上

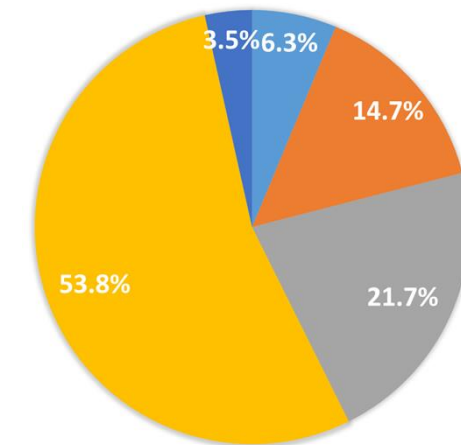


(2) 定義なし

■ 1回以上	9件
■ 2回以上	21件
■ 3回以上	31件
■ 5回以上	77件
■ その他	5件

【その他（一部抜粋）】

- ・ 12回以上（月に1回以上）
- ・ 月1回以上程度
- ・ 4回以上
- ・ ○回以上というより、地域との関係性を重視

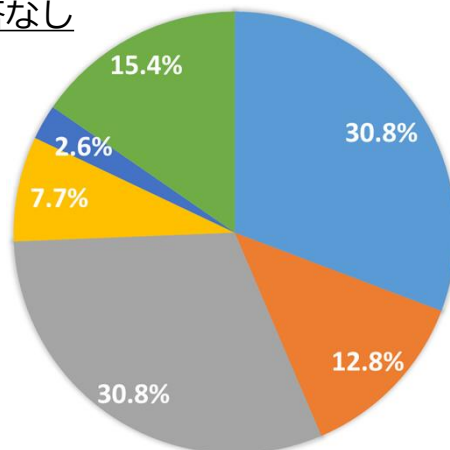


二地域居住者の定義に関するアンケート

5. 年間地域消費額

(2) 定義なし ※定義ありは回答なし

■ 20万円未満	12件
■ 50万円未満	5件
■ 100万円未満	12件
■ 200万円未満	3件
■ 200万円以上	1件
■ その他	6件



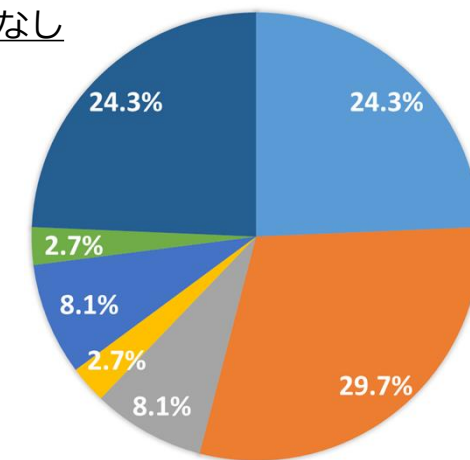
【その他（一部抜粋）】

- ・家計調査の年平均消費支出6ヶ月分相当
- ・居住していると言えるレベルの生活費

6. ふるさと納税額

(2) 定義なし ※定義ありは回答なし

■ 2万円未満	9件
■ 5万円未満	11件
■ 10万円未満	3件
■ 15万円未満	1件
■ 20万円未満	3件
■ 20万円以上	1件
■ その他	9件



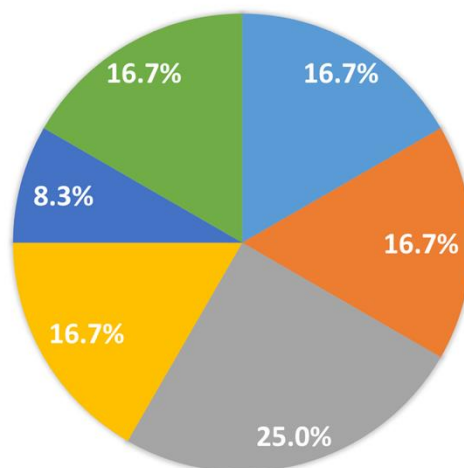
【その他（一部抜粋）】

- ・個人住民税の半額相当
- ・金額の多寡は問わない
- ・税額の半分程度
- ・どのレベルで二地域居住者を支援するかで、決定していければ
- ・上限額分

7. 地域関与等

(1) 定義あり

■ ボランティア活動	2件
■ 草刈り、水路の泥上げ等の農作業	2件
■ 祭りの神輿担ぎ等の地域イベントへの主体的参加	3件
■ 地域イベントへの参加	2件
■ 地域商品券、地域通貨の保有・使用	1件
■ その他	2件

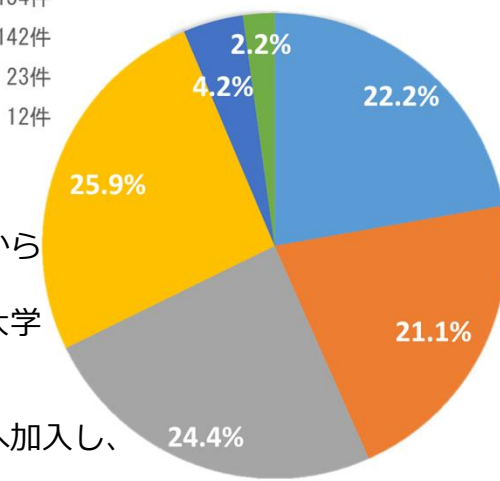


【その他（一部抜粋）】

- ・上記を含めて地域貢献や地域活動参加の実態があり、特定居住拠点施設や関連施設の利用があること
- ・（二地域居住誓約書に記載を求める）県内における活動

(2) 定義なし

■ ボランティア活動	122件
■ 草刈り、水路の泥上げ等の農作業	116件
■ 祭りの神輿担ぎ等の地域イベントへの主体的参加	134件
■ 地域イベントへの参加	142件
■ 地域商品券、地域通貨の保有・使用	23件
■ その他	12件



【その他（一部抜粋）】

- ・イベントは当日だけでなく準備時点からの主体的参加
- ・市町村出身者による地域活動、連携大学の学生による研究・地域活動
- ・自治会・町内会への加入
- ・消防団や町内会等の地域活動の組織へ加入し、組織の活動を行うこと。

8. その他形式的な基準の観点

- ・二地域居住支援法人が運営するSNSに参加している
- ・訪問、滞在問わず年間10日以上、**独自の会員サービス「那須町ふるさとアプリ」上で町内における活動履歴があれば**、二地域居住者のステータスを付与しています。また、今後は**地域関与（ボランティアなどの活動履歴）も評価の観点**に取り入れたい検討中です。
- ・少なくとも年間で3,4ヶ月(1シーズン)に1回以上は訪問実績が必要ではないか
- ・毎週末や月の半分程度滞在
- ・**自治会活動または環境保全会への参加／年3回以上**
- ・固定資産税における住宅用地に対する課税標準の特例適用を所有別荘等に対して受ける場合、毎月1日以上居住の用に供していることが必要であり、**この基準を準用し、年間12日以上滞在が必要最低限とすれば色々スムーズに考えられるのではないだろうか。**
- ・契約物件、別荘等、訪れた際に居住できる環境が整備されていること。
- ・関係人口とは違い今後移住を検討のための2拠点居住（お試し滞在よりは長い期間）と考えているので、**回数や日数で括れるものではない**
- ・物理的・経済的に訪問が叶わない場合は、**都市部の連携拠点等への訪問やイベント参加回数**
- ・二地域居住ということであれば、実際に二地域に居住することを確認
- ・当村は全世帯が組に加入しているという特徴もあり、組の加入と地域の草刈りについては、要件とはしないものの実質居住に付随するものと思われます。
- ・別荘地での避暑利用、観光事業者などでの季節雇用者は単年度では定義できないと考えている。
- ・実家があり盆正月、田植え稲刈り時期に戻ってくる／1回以上
- ・地域関与など要件として大事ではあると思うが、**居住者が「縛り」に感じるようなものは含めたくない**
- ・所有または賃貸する物件所在地の**自治会への加入**
- ・自治体（町）が用意している**コンテンツ（農業体験や農業関係者、移住定住・就業関係者との対話など）への参加**（1回以上）
- ・市内の特定居住拠点施設の（有料）会員／会員証等の保持、ボランティア活動等の年間参加回数／3回以上、「ふるさと住民登録制度」の登録者
- ・月に1回以上の訪問
- ・地域関与（**保育園留学・デュアルスクールで親子滞在）7日以上、高校留学／1年以上**
- ・住宅の購入または賃借
- ・連続5日間/年2回以上、訪問を伴い、経済や地域貢献活動を行っているか。
- ・週に1回程度は来ないと、国が示すような地域との関係性構築は不可能と思います。

9. 登録要件を満たした二地域居住者に提供しようとする行政サービス

【定義あり】

- ・登録企業による会員専用特典サービス
- ・航空券助成（県間接補助）
- ・二地域居住者用住宅の利用減免、放課後児童クラブ・放課後子供教室の利用、小中学の区域外就学、こども園の一時預かり
- ・空き家活用
- ・空き家改修補助金（令和7年度より導入）
- ・「那須町ふるさとアプリ」での特典付与

【定義なし】

- ・町への交通費の一部助成
- ・宿泊費補助、お試し住宅利用
- ・空き家バンクの利活用
- ・歳末に実施するプレミアム商品券購入、ファミリーサポートセンター利用など
- ・市広報の提供
- ・各種移住者向け補助金等
- ・住民料金での生涯学習講座等への参加
- ・広報誌の郵送、ふるさと納税パンフの郵送
- ・住民しか申請できない補助金など
- ・二地域居住住宅（R8新築予定）の利用。本町までの交通費補助。
- ・移住者向け支援制度の適用
- ・子育て、教育
- ・税負担ありの場合は市民と同様のサービスを受けられるのが望ましい
- ・地域商店やイベントでの特典
- ・市内施設の利用割引券など
- ・市外の航路・航空路運賃の住民並みの割引
- ・ごみ収集以外は今後の検討課題
- ・移動交通費や滞在費の補助
- ・二地域居住者の増加を目指すなら、行政サービスや助成は有効であるが、行政依存の形だと持続性がないのと地域熱量の高い居住者は多くならない気がする。サービスというより地域との交流や関わりを作り、居住者と地域が島民同士の感覚で、サービスではなく思いやりで繋がる仕組みづくりが大切だと思う。
- ・記念グッズ等の贈呈
- ・町からの広報や町内電話通信を可能にするための、I P 告知端末機の設置